

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食物資購入の事務処理に関する要領

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）と学校給食物資納入業者間の事務処理に関する事項について、次のとおり定める。

1 学校給食物資の入札

学校給食物資の購入については、協議会から毎月通知する学校給食物資入札資料に基づき競争入札で決定する。

(1) 実施期日

7月を除く毎月、協議会が別途指定する。

(2) 実施場所

善通寺市生野町463番地1 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター

(3) 入札に関する物資

入札は、学校給食物資納入登録者から協議会へ登録済みの物資に限るものとする。

(4) 入札書の提出

ア 協議会指定の入札書に、入札単価、産地及び製造会社等、その他必要事項を記入して封筒に入れ、指定の期日までに提出すること。

イ 入札書に不備のあるもの及び期日までに届かないものは無効とする。

ウ 入札を棄権する場合は、書面にて入札期日の2日前までに提出すること。

エ 入札見本用の物資については、入札当日の午前10時30分までに提出すること。

指定に時間までに連絡なく見本の提出がないときは、棄権とみなす。

(5) 成分表の添付

成分表、産地証明等の添付が必要な物資については、入札書に添付すること。

(6) 入札見本のない物資の取扱い

入札見本のない物資の入札書は、原則として入札から除外する。ただし、生鮮食品群で、まだ収穫のできていないものは除く。

2 落札決定

学校給食物資の落札業者については、毎月実施される善通寺市・琴平町・多度津町学校給食物資購入委員会（以下「購入委員会」という。）で決定する。

(1) 落札決定

購入する物資は、最低価格だけで決定するのではなく、提出された入札見本、品質及び産地、納入実績を考慮して決定する。

(2) 購入する物資数量の変更

購入する物資の発注数量は、入札資料から多少変更することがある。

(3) 入札見本用物資の取扱い

購入委員会で落札決定した入札見本用物資は返品しないものとする。

購入委員会で落札決定しなかった入札見本用物資の取扱いについては、学校給食用物資入札について（通知）に記載のとおりとする。

(4) 発注書の発行

落札者へは、協議会から別途通知する発注書に基づいて、学校給食物資を納入すること。

3 納入時の注意事項

(1) 検収確認

納入した物資の検収に合格すれば、協議会所定の物資受領書に担当者の受領印を受けられること。

(2) 納入物資の品質保持

物資納入については、原則として購入委員会に提出した入札見本と同様な物資を納入すること。やむを得ず、入札見本と相違する物資を納入しなければならないときは、事前に協議会と協議しなければならない。

4 その他の周知事項

(1) 入札資料（物資需要明細書の通知）

入札の基礎となる学校給食物資の物資需要明細書を作成し、購入委員会開催の約1週間前に通知する。

(2) 購入物資代金の支払

購入物資代金の請求は、納入月の翌月5日までに提出（請求書に物資受領書を添付）するものとし、購入物資代金は、その月の25日に支払うこととする。ただし、当該期日が休日等であるときは、その翌日とする。

(3) 振込手数料の負担

購入物資代金は、協議会指定の金融機関から銀行振込により行うが、その振込手数料については、その代金から差し引いて支払うものとする。なお、入札時には、その

振込手数料分を考慮しておくこと。

附 則

- 1 この訓令は、平成31年3月1日から施行し、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運用開始によって行われる物資購入に関して適用される。
- 2 第4項第2号に規定する購入物資代金の支払日については、給食センターの運用開始後当分の間は、納入業者と協議のうえ、請求月の翌月に支払うこととする。